

令和5年度 第3回 尼崎市計画策定・推進部会 議事要旨

開催日時	令和6年2月19日（月） 午後6時30分～午後8時45分
開催場所	Web会議（アマブラリ3階 活動支援室2）
出席委員	伊藤部会長・瀧川委員・大和委員・伊藤篤委員・松島委員・峯本委員・真島委員・梅本委員・濱名委員・仲波名委員・山縣委員・平之内委員
議題	（1）子どもの育ちセンター「いくしあ」の取組について （2）「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」について （3）「尼崎の現状」について （4）その他
資料	・資料1 子どもの育ち支援センター「いくしあ」の取組 ・資料2 あまがさき子ども・子育てアクションプラン ・資料3 尼崎の現状 ・資料4 ニーズ調査の概要（変更点）等について ・資料5-1 子ども・子育て支援に係るニーズ調査（就学前の子どもの保護者） ・資料5-2 子ども・子育て支援に係るニーズ調査（小学生の子どもの保護者） ・資料6-1 用語の説明について＜就学前＞ ・資料6-2 用語の説明について＜小学生＞

開会

●伊藤部会長から

開会の宣言。

出席委員の確認及び会議の成立について、出席対象となる委員13人中11人の委員が出席していること。（後ほど遅れて山縣委員出席。最終出席委員は12人。）よって会議が成立していることが確認された。また、傍聴の希望者は0人であった。

●事務局から配布資料の確認

議題1 こどもの育ちセンター “いくしあ” の取組について

●いくしあ推進課 東課長

児童相談所設置準備担当 清水課長（以下、「児相準備課長」という。）から資料1について説明 その後、委員による質疑応答

○委員

県の児童相談所は一般的にこども家庭センターという名称である。新しく市に児童相談所ができて、かつ新しく2つのセクションが統合することも家庭センターもできる。名称が錯綜しているように思う。施設の名称について、どう考えているか教えてほしい。

児相準備課長

児童相談所の名称について、基本方針を作った時点では、「こども家庭センター」という名称にしようと考えていた。しかしながら、その後、児童福祉法の改正もあり違う組織に「こども家庭センター」という名称がついてしまった。現時点では、新しく設置する本市の児童相談所の名称について、検討中である。変えないといけないかなとは思うが、あまり変わった名前を付けるのも余計に混乱を招く。どういう名称がいいのかについて、検討している段階である。

部会長

ありがとうございます。大変重要なお指摘だったと思う。名称のわかりにくさは、住民にとって大きな影響を与えると思うので、是非、検討いただけたらと思う。

○委員

データ連携実証事業について、以前に説明を受けたこともあるが、聞くところによると予算等の兼ね合いで、想定していた構築と少し違っている部分もあるのかなと思ったりするが、是非、お願いしたいことは、子どもが保育所に入所する際、市の入所支援担当とやり取りするが、例えば、要対協の対象児童である場合、入所の前にあらかじめ説明されず、入所してからそれがわかったケースがある。

少しずつ改善していつていることでもあるが、こどもの入所の前に、市が把握している情報について、より連携できるようにしてほしい。データを閲覧できる職員が限られていることは、十分理解できるし必要なことと思うが、データが温められているのではなく、より有効に活用されるよう検討してほしい。

児相準備課長

委員ご指摘のように子どもを支援していくために必要となるデータをいくしあの職員だけがもっていてもダメだと思う。システムを直接閲覧するというわけにはいかないが、きっちりと支援していくうえで必要なデータを、関係している部署や団体に共有していくことは必要なことと考えている。

部会長

個人情報の共有については、何のために情報共有するのか、その目的がしっかりと押さえられていることが大事。そうした目的やルールをしっかりと共有しながらデータの有効な活用のあり方について、検討・議論していければと思う。

部会長の立場で恐縮ではあるが、これまでは、18歳とか20歳とか年齢で支援の対象を決めてきたが、こども基本法では、年齢ではなく心と身体の発達のプロセスにある人みんなを「子ども」として子ども・若者支援をしながら、すべての人の幸せな社会を実現するということをうたっているが、尼崎市として、いくしあと児童相談所の一体的な運営を構築していくにあたって、支援にあたっての年齢要件の弾力化とか、そうしたことについて、考えがあれば教えてほしい。

児相準備課長

児童相談所といくしあで、令和8年度からどのように支援をしていくかについて、マニュアルや業務フローを作成している。そうした中で、基本理念的なところを議論している中では、18歳以降の支援については、現時点において話題としては出ていなかった。こども基本法の制定が児童相談所の運営指針等にどのような影響があるのかは、十分に把握ができていないが、国の動向なども確認しながら、児童相談所や「いくしあ」も含め、本市としてどのようにしていきたいのかということを検討していきたい。

部会長

こども基本法だけでなく、児童福祉法改正でも社会的養護の経験者のアフターケアの年齢要件が撤廃されたり、自立援助ホームの利用年齢が22歳以降も利用できるようになるなど、年齢制限が撤廃されている。また、児童相談所の役割の中に、ケアリーバーの名簿管理や実態把握のようなことも業務として位置づけられている。18歳以降の支援について、いくしあと児相でどのように実施していくのか是非、検討してほしい。

○委員

資料P6にCWの配置の状況が記されている。生涯学習プラザにも福祉や保健の相談窓口がある。生涯学習プラザにおいても、CWと接することができるのか。生涯学習プラザは、若い人の利用が比較的多く、相談しやすいように感じるがどうか。

こども相談支援課長

いくしあを中心とし、南部北部の保健福祉センターにCWを配置している。基本的には、保健福祉センターが、保健福祉の総合相談窓口機能を担っているため、こうした配置としている。ご質問にあった生涯学習プラザでも、面談・相談を実施するなど柔軟に活用している状況。また、重層的支援推進のはたらきの中で、地域課が大きな役割を担っている。児童相談でも、地域課や地域の社会支援との連携は重要と考えている。支援の役に立つものについては、積極的にアウトリーチし対応している。

○委員

この敷地内に青少年のためのセンター（ユース交流センター）がある。長期にわたって支援が必要な子どもを想定すると、将来的には青少年のためのセンターの職員も必要があれば、先ほどのシステムによる情報を共有し、支援に活かすことを検討してみてもどうか。これは意見です。

こども青少年課長

ユース交流センターは、広く小学生から高校生等の居場所として活用されている。現在、ユース交流センターは指定管理で運営されているため、その職員が直接システムを閲覧できるようにはなっていない。一方で、実際には、ユース交流センターの職員が子どもたちからの相談を、日常的に受けているところである。今後、こういった形で支援にスムーズにつなげていくことができるかという観点で、ご指摘された点も踏まえ検討していきたい。

議題2 あまがさき 子ども・子育てアクションプランについて

●能島こども政策監から資料2について説明

その後、委員による質疑応答

○部会長

このアクションプラン、3年間で40項目、50億円規模と非常にたくさんの項目が網羅されている。内容も広範囲にわたるもので、すごいプランだと思う。気になった点は、親支援・子育て支援の割合が高い。子どもに直接届く支援が少ないなあという印象。

また、例えば、フリースクールの利用者に対する補助は画期的なことと思うが、フリースクールで提供される教育の内容やかかわってくれる人など、結果は見えにくいかも知れないが、そういう子どもが影響を受けるソフト面への投資の充実。そうした視点で見たときに、いじめのスクールロイヤーの設置もいいなと思うが、学校の先生がきちんと調査し対応できていれば、スクールロイヤーは必要ないこと。

スクールロイヤーの設置も大事だが、一方で、学校の先生の資質向上であったり、研修であったり、すでに配置されているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをどう充実させていくのかなど、そうしたソフトの面の議論は何かなかったのか、教えてほしい。

こども政策監

今回のアクションプランの出発点として、本市は、本市の総合計画の中でファミリー世帯の転入・定住ということを非常に大きな目標として掲げている。そのファミリー世帯の転入・定住の観点から、ファミリー世帯に本市に来ていただけるような政策をパッケージ化したもの。よって、親向けの支援であるとか、子育てしやすいまちですよというところをわかっていただくような政策が多く入っている。ただご指摘のように、実際に子どもたちが利益を享受できるような様々な取組も当然やっていく必要があると考えている。ご理解をいただければありがたい。

部会長

こども基本法なども、「こどもまんなか社会」と掲げてはいるものの、割と保護者向けのアクションプランがたくさん並んでいて気になるところもある。全体として、親向けのものだけでなく、子ども向けのものもきちんと用意されているということをわかりやすく市民へ示していければ良いのではと思う。

○委員

スクールロイヤーの設置やスクールソーシャルワーカーの増員、保育士の確保など、かなり子どもに関わる専門職の配置がたくさん必要と思うが、先ほどの児童相談所の話の時も、職員の確保がこれからだというのは話があったが、そうした専門職の確保をどのようにしていくのか、目途が立っているのかなどを教えてほしい。

こども政策監

委員ご指摘の点について、非常に苦慮しているところ。特にスクールソーシャルワーカーをはじめとした福祉職の確保については、悩んでいるというか苦労している。今回、様々な福祉職を

必要とする政策が入っているが、その職員確保の部分が一定障壁になってくると考えている。そうした点について、委員のみなさまからのご助言、アドバイスをいただければありがたい。

委員

他都市でも人材を集めるのに苦労している。人材を集められなければ、折角のこうしたプランもできないということになるので、なかなか難しいのかなと思う。尼崎市の特徴でもある利便性の良さなどで、いろいろな人が来てくれればいいと思う。

部会長

やはり、尼崎市市内には大学が少ない。保育士や社会福祉士、スクールソーシャルワーカーを養成している大学がそれほどない。近隣の神戸市や大阪の養成校の先生と連携しながら、インターンシップのような形で、実習を引き受ける、職場体験を引き受けるなどし、尼崎市に就職しやすい、したいと思わせるような関係をつくる。そうした短大・大学などと連携したプランも必要なのかなと思う。検討してほしい。

○委員

P22 について、学校の先生の休職や精神的に参ってしまっただ業務に携われないということが各学校であると聞いている。先生の定員も充足していない。新たなサービスを拡充するということも大切だが、現場で働いている学校の先生へのサポートも検討してほしい。

こども政策監

ご指摘の教員不足の問題や教員の負担軽減の問題は、非常に重要な論点である。そうしたことも含めて取組を進めていきたい。今回提示をした学校 ICT やデジタル推進は、教員の働き方改革につなげていくというもの。スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーのような専門職を学校に配置することにより、様々な職能をもった人が学校に入ることにより、業務全体が分担できるような仕組みが重要と考えている。教員の業務負担の軽減、教員の確保については、取組は継続して実施していく必要があると考えている。

○委員

うまく言えないが、スクールロイヤーなどのとても専門的な人が学校に入るということは、悪いとは言わないが、そうした専門的な人が学校にいた場合、子どもの立場から考えると自分が何か問題を抱えた場合に相談する人なんだなあと認識する。

みなさんもよくご存じかと思うが、大阪の青空小学校というものがある。そこは、地域の人が自由に出入りできる学校である。そういう仕組みを導入することは難しいと思うが、専門家も入ってるけれど、子どもとしては地域の人ともつながっていることは、成長の過程ではすごく大事だと思うので、比較的地域の大人も必要であれば学校へ入れるようにすることはできないか。例えば、「この人と一緒なら学校へ通える」とか「この人が見ててくれれば安心できる」など、こうしたケースの場合は、地域の大人を受け入れる、そういう学校の土壌になっていくよう行政も働きかけることができれば良いのではないかと思った。これは、単なるコメントです。

こども政策監

現在、教育委員会のほうでも、コミュニティスクールを推進している。まさに学校の運営に地域の方に参画をいただきながら、地域に開かれた学校づくりを目指している。数年以内に市立の学校すべてにコミュニティスクールが設置される予定である。当然、うまく活用できている学校とそうでない学校があり、バラつきは出てくるが、まずは地域と連携をして先進的な取組をしている学校をしっかりとサポートして、良い取組を全体に広げていければと考えている。

部会長

全国的にみると富山県とか大阪の一部もそうだが、民生児童委員の方が学校に入れる、横断歩道などで通学の見守りをする民生児童委員が学校に自由に入れるとか、学校が近所の身近な人とつながりを持つということも、大事な取組かと思う。

議題3 尼崎の現状について

●事務局から資料3について説明

その後、委員による質疑応答

○委員

資料3の2-2、右側のグラフの凡例がおかしい。凡例が右と同じになっていないといけないのでは？

事務局

申し訳ございません。このグラフの凡例も、左のグラフと同じものとなっていないといけませんが、そうはなっていない。ミスです。訂正します。

○委員

将来推計人口について、10歳代ごとで地区別のものを示してもらうことは可能か。他の自治体の資料でみたことがあり、わかりやすいなと思った。

事務局

将来推計人口は、5歳年齢区分でバックデータをもっているので、10歳代ごとでお示しすることはできると思う。表し方の工夫は必要かなと思う。

地区別は、将来推計のバックデータには地区別のデータはないため、コンサル等と相談して検討したい。

委員

過去からの推移を参考にすれば読める部分もあるのかなと思う。三田市のデータをみせてもらったことがあるが、わかりやすかった。参考にしてほしい。

○委員

資料3 9-3について、3歳未満の虐待の増加率が高いということだが、その原因と対策につ

いて、3歳未満が増加しているのは、繋がりが他の世代に比べて薄いからかなとも思うが、どう
いうように考えているのか。虐待を防ぐための見通しはどうか？

もう1点、いじめの問題について、令和元年から3年にかけて2.5倍くらいに増えていってい
る。これについて、なぜ、こうなっているのか、原因究明と対策についてお聞きした。

事務局

事務局がこれらの問題について、直接、所管しているわけではないので、すべてをお答えする
のは難しいが、3歳未満児の虐待の件であれば、市でも子育てサロンをはじめ様々な事業がある
と思うが、委員ご指摘のようにまだ、不十分なところがあるのかなと思う。

いじめの件数の増については、いじめがあった場合、どんな些細なケースでもいじめと認め、
報告するということで、いじめの認知の仕方を見直したことによるものと聞いている。学校現場
では、いじめを見過ごすことなく対応するというところに取り組んでいる過程ともいえるので、学
校の取組を今後も見守っていきたい。先ほど能島こども政策監からお話があった、スクールロイ
ヤーやスクールソーシャルワーカーの配置なども有効な対策といえるのではと考える。

委員

虐待やいじめに係る対策の強化について、市に対してこの会議として言っていく必要があると
思う。

部会長

今のところと関連して。いじめの認知件数の増とあわせて、資料3-13の子どものための権利
擁護委員会の状況の表をみると、いじめの件数は8件とあるが、それだけではなくこ「交友関係
の悩み」とか「学校での不満」とかは、いじめにはカウントできないかもしれないが、関連して
いるものなのかなと思う。

一つは、いじめの件数や相談件数についてどう対応したのか、例えばスクールソーシャルワー
カーが対応したのかとか、相談だけで終わったものとか、実態調査まで行ったものなど、どう対
応してどうなったのかまでのデータがないといけなのかなと思う。

○委員

いじめの認知件数が、大幅に増えたということでびっくりしたが、裏を返すと尼崎市はよくや
っているなとも言えるのではないかな。件数が増えた理由をしっかりと分析して、対策をしてほしい
と思う。

事務局

教育委員会等とご指摘いただいたようなデータ等が、どこまで揃えられるかや分析できるか
について、協議してみようと思う。

議題4 その他

●保育企画課から、資料4～6-2について説明

その後、委員による質疑応答

○委員

今の説明で、今回のニーズ調査には令和８年度からのこども誰でも通園制度については触れていないとのことであるが、これについてはいつニーズ調査を行うのか。

保育企画課

こども誰でも通園制度については、令和８年度から本格的に実施ということであるが、事業計画に必要な量の見込み、それに対応する供給量を記載していくということのみが、国から示されているところ。その算出の仕方等については、今後、具体的に国から指示があるものと考えており、それが出てから具体的に計算等をしていきたい。

委員

今回のニーズ調査には、入らないのか。

保育企画課

こども誰でも通園制度については、その制度概要がまだ検討段階であり、試行的事業が進められているところ。国からの通知によるとニーズ調査にかけることなく、国が全国共通の算式を示し、それに基づき対応することとなっているため、今回のニーズ調査には入れない。

○委員

ニーズ調査の対象者の抽出方法や回答しやすくするための工夫等について、教えてほしい。

保育企画課

前回（５年前）のニーズ調査は、紙の調査票でかなり質問数も多く、回答に要する時間は 20～30 分ほどかかってしまうものだった。調査の回収率を上げるために、今回は、Web で回答できるようにするとともに、設問数もかなり減らした。回答時間を 10 分未満にしたい。

対象者の抽出については、就学前の子どもがいる保護者 3,000 人、小学生の子どもがいる保護者 3,000 人を住民基本台帳データから無作為に抽出することとしている。

委員

その手法だと調査対象者のうち、就労している人が何人いるかなどの数値はわからないが、抽出の時点で、平等になったらいいなと思った。感想・意見です。

部会長

今の意見は、サンプリングの問題。実態と同じになるように有作為でやるのか、今回は無作為でやるが、そういう意見が出たといところを記録していただければと思う。

— 事務局から（株）サーベイリサーチセンター大阪事務所について紹介 —

閉 会

以 上